

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を下記のとおり公告する。

平成31年2月14日

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業
施行者 京都市
代表者 京都市長 門川大作

書類の送付を受けるべき者の氏名及び判明している最後の住所	通知の内容
株式会社 佐伯建築研究所 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町729番地丸物百貨店内	土地区画整理法第100条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の使用収益停止通知（別紙のとおり）
村上 秀明 京都市南区上鳥羽川端町30番地の17	土地区画整理法第100条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の使用収益停止通知（別紙のとおり）

（建設局都市整備部整備推進課）

様式第11号

建都整第 49-7 号

平成30年12月27日

株式会社 佐伯建築研究所 様

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業施行者
京都市 代表者 京都市長 門川大作



使用収益停止通知

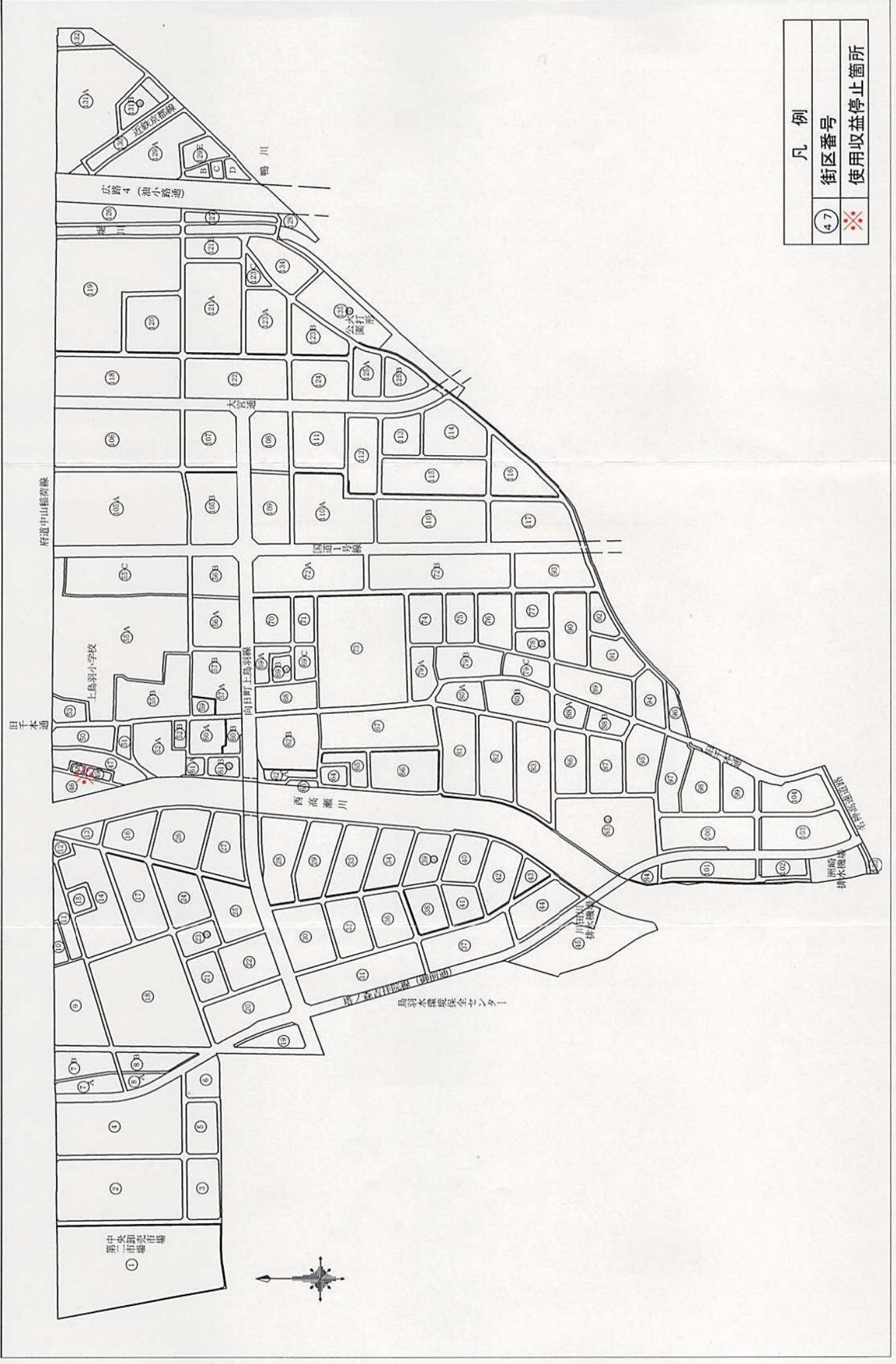
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第100条第1項の規定により、下記のとおり使用し、または収益することを停止しますので通知します。

記

使用し、または収益することを停止する宅地					記 事
町名	地番	地目	登記地積 (㎡)		
上鳥羽川端町	29-20	宅地	34	35	使用し、または収益することを停止する宅地は添付図面のとおり。
上鳥羽川端町	73-2	宅地	12	61	
上鳥羽川端町	73-4	宅地	5	89	
上鳥羽川端町	73-5	宅地	5	89	
使用し、または収益することを停止する日					平成31年3月29日

〈教示〉

- この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条第2項に規定されています。）ただし、当該期間内であっても、この通知があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 行政事件訴訟法の規定により、この通知を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に取消訴訟を提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この通知があった日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときには、取消訴訟を提起することはできなくなります。



様式第11号

建都整第 49-2 号

平成30年12月27日

村上秀明 外1名 様

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業

施行者 京都市 代表者 京都市長 門川大作



使用収益停止通知

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第100条第1項の規定により、下記のとおり使用し、または収益することを停止しますので通知します。

記

使用し、または収益することを停止する宅地					記 事
町名	地番	地目	登記地積 (㎡)		
上鳥羽川端町	14-1	公衆用道路	140		使用し、または収益することを停止する宅地は添付図面のとおり。
上鳥羽川端町	73-1	公衆用道路	4	32	
使用し、または収益することを停止する日					平成31年3月29日

〈教示〉

- この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条第2項に規定されています。）ただし、当該期間内であっても、この通知があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 行政事件訴訟法の規定により、この通知を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に取消訴訟を提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この通知があった日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときには、取消訴訟を提起することはできなくなります。

